

建築物の解体工事を始める前に

～解体工事に係る石綿（アスベスト）対策について～

このパンフレットは、建築物などへの石綿の使用の有無の確認方法と、石綿が使用されていた場合に適用される関係法令の主な内容についてまとめたものです。

建築物への石綿の使用の有無を的確に把握することにより、はじめて、作業者への健康障害を防止し、大気環境への石綿の飛散を防止し、廃棄物を適正に処理することができます。

建築物又は工作物の解体、改造又は補修などの工事を実施する前には、「石綿の使用の有無の事前調査」を確実に実施してください。

石綿含有建材の施工例

レベル1（吹付け石綿・石綿含有吹付け材）



吹付け石綿
(鉄骨耐火被覆材)

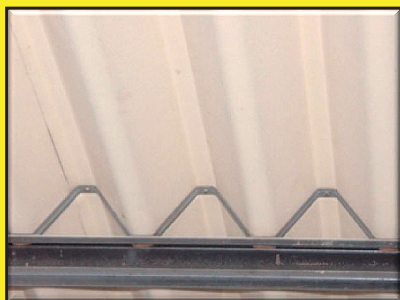


石綿含有吹付けロックウール
(天井断熱材)



石綿含有パーミキュライト吹付け
(天井断熱材・吸音材・結露防止用)

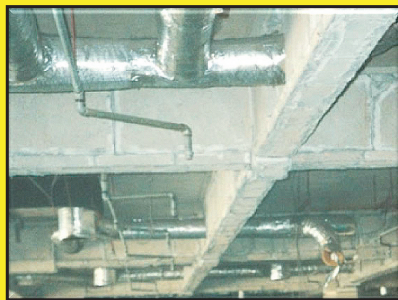
レベル2（石綿含有断熱材・保温材・耐火被覆材）



石綿含有断熱材
(屋根用折板断熱材)



石綿含有保温材
(配管エルボの保温材)



石綿含有耐火被覆材
(鉄骨の梁などの耐火被覆材)

レベル3（石綿含有成形板など）



石綿含有ロックウール吸音天井板



石綿含有住宅屋根用化粧用スレート



石綿含有波板スレート板

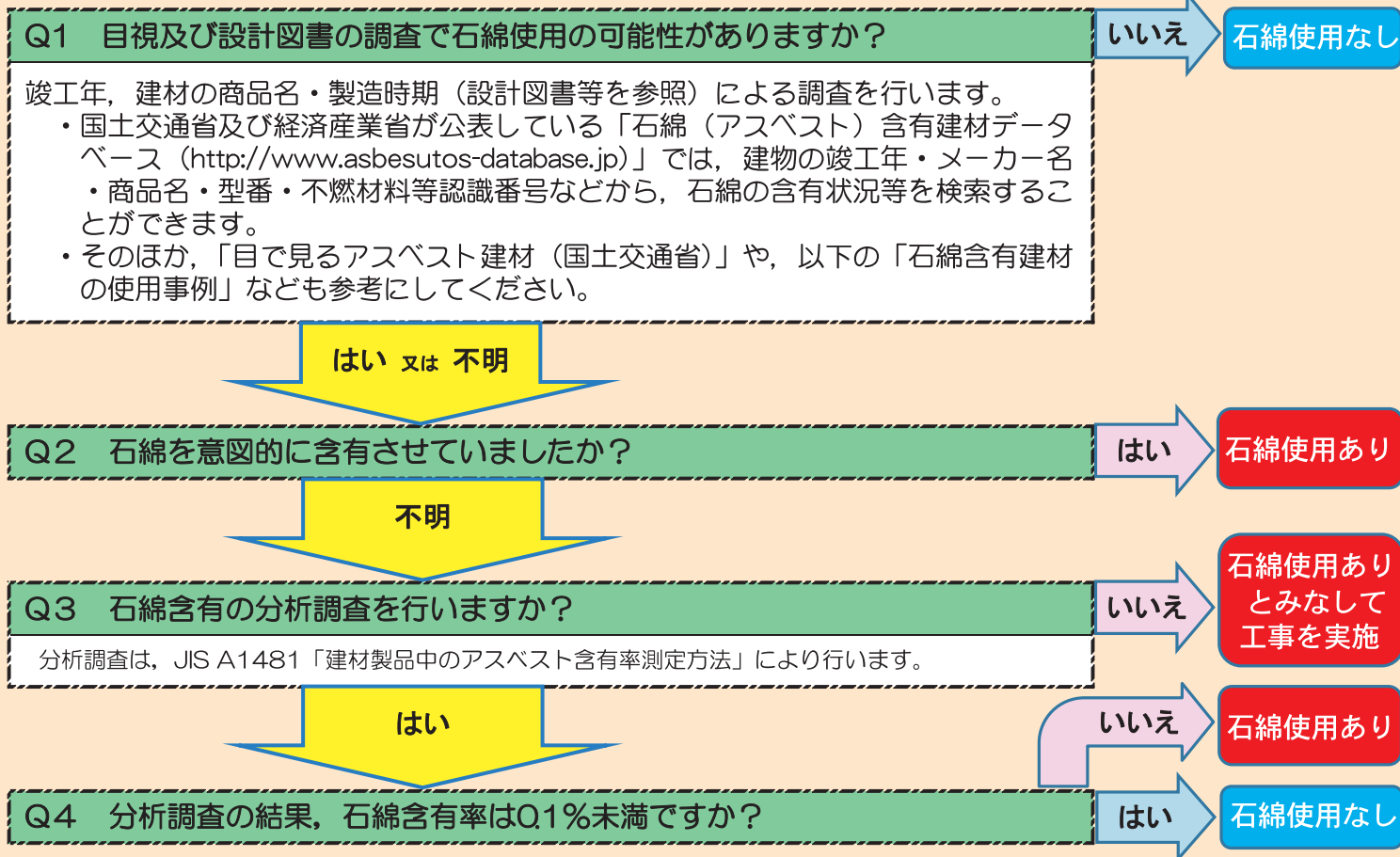
写真出典：目で見えるアスベスト建材（国土交通省）

石綿(アスベスト)使用の有無に係る事前調査フローシート

～石綿使用の有無に係る事前調査は法令で義務付けられています～

「石綿使用あり」とは・・・

- ①建材の製造・調製に際して、石綿を意図的に含有させたもの
- ②建材の成分表、分析調査等の結果、石綿含有率が0.1%を超えるものをいいます。



石綿含有建材の使用事例

分類*	主な用途	石綿含有製品の主な種類
吹付け材 【レベル1】 発じん性が著しく高い	吹付け材（鉄骨・内壁・天井）	吹付けアスベスト 石綿含有吹付けロックウール 石綿含有吹付けパーミキュライト（ひる石吹付け） 石綿含有パーライト吹付けなど
保温材等 【レベル2】 発じん性が高い	断熱材（屋根・煙突）	石綿含有保温材
	保温材（エルボ・ボイラー等）	石綿含有耐火被覆材
	耐火被覆材（S造の梁柱等）	石綿含有断熱材
成形板等 【レベル3】 発じん性が比較的低い	内装材（壁、天井）	石綿含有スレートボード、石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有ロックウール吸音天井板、石綿含有せっこうボード
	耐火間仕切り	石綿含有けい酸カルシウム板第1種
	床材	石綿含有ビニル床タイル、石綿含有ビニル床シート、石綿含有ソフト巾木
	外装材（外壁、軒天）	石綿含有窯業系サイディング、石綿含有押出成形セメント板、石綿含有スレートボード、石綿含有建材複合金属系サイディング、石綿含有スレート波板、石綿含有けい酸カルシウム板第1種
	屋根材・煙突材	石綿含有住宅屋根用化粧スレート、石綿セメント円筒
	設備配管・建築壁部材	石綿セメント管、石綿発泡体

※ レベル1～3の区分は法令で直接規定している分類ではありませんが、建築物の解体等の作業を行う場合、解体等される建材の種類ごとに3つの作業レベルに分類し、それぞれのレベルに応じた適切なかばく露防止対策を講ずるよう一般に示されているものです。

石綿使用ありとして工事を実施する場合の規制の概要

(石綿使用ありとみなして工事を実施する場合を含む)

石綿の使用状況		飛散性石綿		非飛散性石綿
		レベル1	レベル2	レベル3
		吹付け石綿等を含む建築物等の解体・石綿除去・封じ込め・囲い込み	石綿含有断熱材等を含む建築物等の解体・石綿除去・封じ込め・囲い込み	石綿含有成形板を含む建築物等の解体等工事
労働安全衛生法 石綿障害予防規則	解体工事等の届出	【耐火・準耐火建築物】 14日前まで 【耐火・準耐火建築物以外】 事前に	事前に	届出不要
	主な遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 石綿作業主任者の選任 作業計画の策定・周知 特別教育の実施 掲示板の設置 解体作業等の基準の遵守 <ul style="list-style-type: none"> 作業場の隔離 前室の設置 負圧の保持 集じん・排気設備の設置 石綿の湿潤化 保護具等の着用 石綿等の運搬・貯蔵の基準の遵守 作業記録の保管 など	<ol style="list-style-type: none"> 石綿作業主任者の選任 作業計画の策定・周知 特別教育の実施 掲示板の設置 解体作業等の基準の遵守 <ul style="list-style-type: none"> 負圧の保持 集じん・排気設備の設置 石綿の湿潤化 ※掻き落とし・切断・破砕等を行う場合はレベル1に同じ 保護具等の着用 石綿等の運搬・貯蔵の基準の遵守 作業記録の保管 など	<ol style="list-style-type: none"> 石綿作業主任者の選任 作業計画の策定・周知 特別教育の実施 掲示板の設置 解体作業等の基準の遵守 <ul style="list-style-type: none"> 石綿の湿潤化 保護具等の着用 石綿等の運搬・貯蔵の基準の遵守 作業記録の保管 など
大気汚染防止法	解体工事等の届出	14日前まで	14日前まで	届出不要
	主な遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 解体作業等の基準の遵守 <ul style="list-style-type: none"> 掲示板の設置 作業場の隔離及びその解除措置 前室の設置 負圧の保持 HEPAフィルタ付き集じん・排気設備の設置 石綿の湿潤化 囲い込み・封じ込めの際、吹付け石綿等の劣化が著しい場合は除去する など	<ol style="list-style-type: none"> 解体作業等の基準の遵守 <ul style="list-style-type: none"> 掲示板の設置 除去する部分周辺の養生及びその解除措置 石綿の湿潤化 ※掻き落とし・切断・破砕等を行う場合はレベル1に同じ 囲い込み・封じ込めの際、吹付け石綿等の劣化が著しい場合は除去する など	規定なし ※石綿含有成形板は、大気汚染防止法の規制の対象ではありませんが、石綿の飛散防止のため、原則として常時散水し、手作業により丁寧にはがすなどの飛散防止対策が、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2007（環境省）」に定められています。
建設リサイクル法 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	解体工事等の届出	【延べ床面積80㎡以上の解体工事、請負代金1億円以上の修繕・リフォーム等】 7日前まで		
	主な遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 特定建築資材（コンクリート、コンクリート及び鉄がらなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）に付着した石綿（アスベスト）の有無の事前調査 分別解体等の計画の策定 		
廃棄物処理法 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	廃棄物の分類	廃石綿等（特別管理産業廃棄物）として処理		石綿含有産業廃棄物として処理
	主な遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任 廃棄物処理委託契約の締結・帳簿の備付け 保管・収集・運搬等の基準の遵守 <ul style="list-style-type: none"> 保管場所の表示 他の廃棄物と区分して保管・収集・運搬 飛散防止措置の実施 埋立処分を行う場合は、固形化・安定化等の措置を講じた後、二重こん包 破砕することのないような方法で収集・運搬 廃棄物の引き渡し時に manifests を交付 manifests の返送による適正処理の確認 manifests の交付状況の報告 など		<ol style="list-style-type: none"> 廃棄物処理委託契約の締結・帳簿の備付け 保管・収集・運搬等の基準の遵守 <ul style="list-style-type: none"> 保管場所の表示 他の廃棄物と区分して保管・収集・運搬 飛散防止措置の実施 破砕することのないような方法で収集・運搬 廃棄物の引き渡し時に manifests を交付 manifests の返送による適正処理の確認 manifests の交付状況の報告 など

遵守する内容

詳細は、関係機関(お問合せ先)に確認してください。



作業中の事故等により石綿の飛散のおそれがある場合は、直ちに作業を中止し、関係機関に連絡してください。

お問 合 せ 先

労働安全衛生法・石綿則に関すること		住 所	電話番号	管轄区域	
	仙台労働基準監督署	仙台市宮城野区鉄砲町1 (仙台第4合同庁舎内)	022-299-9071	仙台市, 塩竈市, 名取市, 岩沼市, 多賀城市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡のうち富谷町	
	石巻労働基準監督署	石巻市泉町4-1-18	0225-22-3365	石巻市, 気仙沼市, 東松島市, 牡鹿郡, 本吉郡	
	古川労働基準監督署	大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112	大崎市, 加美郡, 遠田郡, 黒川郡のうち大和 町, 大郷町, 大衡村	
	大河原労働基準監督署	柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	
	瀬峰労働基準監督署	栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131	栗原市, 登米市	
大気汚染防止法に関すること		住 所	電話番号	管轄区域	
宮城県	仙南保健所環境廃棄物班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	
	塩釜保健所環境対策班	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5506	塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡	
	大崎保健所環境対策班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-87-8002	栗原市, 大崎市, 加美郡, 遠田郡	
	石巻保健所環境対策班	石巻市東中里1-4-32 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市, 登米市, 東松島市, 牡鹿郡	
	気仙沼保健所環境廃棄物班	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市, 本吉郡	
仙台市	環境局環境部環境対策課大気係	仙台市青葉区一番町4-7-17 (小田急仙台ビル内)	022-214-8222	仙台市	
建設リサイクル法に関すること		住 所	電話番号	管轄区域	
宮城県	大河原土木事務所建築班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3918	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	
	仙台土木事務所建築班	仙台市宮城野区幸町4-1-2	022-297-4347	名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡	
	北部土木事務所建築班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-91-0737	加美郡, 遠田郡	
	北部土木事務所栗原地域事務所 建築担当	栗原市築館藤木5-1 (宮城県栗原合同庁舎内)	0228-22-2168	栗原市	
	東部土木事務所建築班	石巻市東中里2-1-1	0225-94-8691	東松島市, 牡鹿郡	
	東部土木事務所登米地域事務所 建築担当	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 (宮城県登米合同庁舎内)	0220-22-2775	登米市	
	気仙沼土木事務所建築班	気仙沼市朝日町1-1 (宮城県気仙沼合同庁舎内)	0226-24-2538	気仙沼市, 本吉郡	
仙台市	青葉区役所	建設部 街並み形成課	仙台市青葉区上杉1-5-1	022-225-7211 (代表)	仙台市
	宮城野区役所		仙台市宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111 (代表)	
	若林区役所		仙台市若林区保春院前丁3-1	022-282-1111 (代表)	
	太白区役所		仙台市太白区長町南3-1-15	022-247-1111 (代表)	
	泉区役所		仙台市泉区泉中央2-1-1	022-372-3111 (代表)	
石巻市	建設部建築指導課	石巻市穀町14-1	0225-95-1111 (内線5676)	石巻市	
塩竈市	建設部建築課	塩竈市旭町1-1	022-364-1126	塩竈市	
大崎市	建設部建築住宅課	大崎市古川七日町1-1	0229-23-8057	大崎市	
廃棄物処理法に関すること		住 所	電話番号	管轄区域	
宮城県	仙南保健所環境廃棄物班	柴田郡大河原町字南129-1 (宮城県大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	
	塩釜保健所廃棄物対策班	塩竈市北浜4-8-15	022-363-5501	塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡	
	大崎保健所廃棄物対策班	大崎市古川旭4-1-1 (宮城県大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市, 大崎市, 加美郡, 遠田郡	
	石巻保健所廃棄物対策班	石巻市東中里1-4-32 (宮城県石巻合同庁舎内)	0225-95-1418	石巻市, 登米市, 東松島市, 牡鹿郡	
	気仙沼保健所環境廃棄物班	気仙沼市東新城3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市, 本吉郡	
仙台市	環境局廃棄物事業部廃棄物指導課 事業係	仙台市青葉区一番町4-7-17 (小田急仙台ビル内)	022-214-8235	仙台市	